

(様式2)

実地研修実施体制確認表

*事業所ごとに記入

(事業所名

)

番号	確認項目	事業所確認欄 ✓をつけてください
実地研修実施委員会を設置し、下記の各要件を満たしていること		
1	実地研修実施委員会の構成員及び、その役割分担が文書化されていること	
2	実地研修実施委員会の構成員として医師が1名以上いること	
3	実地研修実施委員会の構成員として看護職員（保健師、助産師又は看護師）が1名以上いること	
4	施設（事業所）内で介護職員を指導する指導看護職員が1名以上いること ※指導講習等の修了証明書の写しを添付すること ※指導看護職員とは、指導者講習等の修了者であること ※「実地研修において指導看護職員になることができる者」参照	
5	実地研修実施委員会で管理すべき項目に以下の内容が含まれていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修計画の策定に関すること ・ 研修受講者及び研修修了者の管理に関すること ・ 研修教材の選定に関すること ・ 研修講師の選定に関すること ・ 研修の安全管理体制に関すること ・ ヒヤリ・ハット等の事例蓄積、分析に関すること ・ 備品及び衛生管理に関すること ・ 損害賠償保険制度の加入に関すること 	
実地研修の実施に際し、医師から文書による指示を受けること		
6	医師からの指示の方法が文書によるものとなっていることが文書化されていること	
7	指示内容に関する確認の方法が文書化されていること	
8	指示書の管理方法が文書化されていること	
利用者の状態について医師、看護職員が定期的に確認すること		
9	医師、看護職員が定期的に確認することが文書化されていること（確認頻度については、利用者ごとに異なることから、その部分が分かるような記載となっていることが望ましい）	
10	医師、看護職員が確認した結果、指導看護職員から研修受講生が指導を受けることが文書化されていること	
医療従事者と介護職員とで適切な役割分担、情報連携が図られていること		
11	個別の対象者ごとに具体的に医療従事者及び介護職員の役割分担を形成することが文書化されていること	
12	関係機関の名称、実地研修の関係者の氏名及び役職等が明記されていること	
13	医療従事者及び介護職員それぞれの情報共有方法及び、連絡窓口が明記されていること	
緊急時における医療従事者との連絡方法が定められていること		
14	緊急時の対応方法として状況確認方法、措置方法、上位者への連絡手順が文書化されていること	
15	医療従事者に連絡するまでの連絡ルート（連絡先を含む）が文書化されていること	
衛生面を考慮した備品の管理方法が規定されていること		
16	感染症を予防するための衛生管理方法が文書化されていること	
17	感染症の発生が疑わしい場合の確認方法が文書化されていること	
18	感染症発生時の対応方法及び、関係機関への連絡方法が文書化されていること	

実地研修実施体制確認表

*事業所ごとに記入

(事業所名

)

番号	確認項目	事業所確認欄 ✓をつけてください
実地研修実施のために必要な備品が備わっていること		
19	備品一覧及び、その使用目的が文書化されていること	
実地研修実施のために必要な備品について衛生面を考慮した管理方法が規定されていること		
20	備品一覧に記載した備品のうち、衛生面について考慮が必要なものについて、その管理方法が文書化されていること	
実地研修に協力する利用者、家族への説明、同意手順が規定されていること		
21	利用者（利用者に同意する能力がない場合には、その家族）が、たんの吸引等の実地研修の実施と当該施設の組織的対応について施設長（管理者）から説明を受け、それを理解した上で、指導看護師の下、実地研修を受けている介護職員等が当該行為について実習を行うことについて書面による同意を得ることが文書化されていること。なお、説明内容については以下の事項を含むことが文書化されていること a) 提供する特定行為種別 b) 提供する期間 c) 提供をする頻度 d) 研修受講者が喀痰吸引等行為を行うこと e) 提供体制	
22	同意を受けた内容に変更が発生した場合に再度説明し、同意を得ることが文書化されていること	
23	同意書の管理方法、期間が文書化されていること	
実地研修の評価方法及び修了証の交付等について規定されていること		
24	実地研修の実施方法及び評価方法について文書化されていること	
25	実地研修修了証の交付方法について文書化されていること	
26	実地研修修了者については、修了者管理簿により管理するとともに、喀痰吸引等業務を廃止するまで適切に保管することが文書化されていること	
27	修了者管理簿に変更が生じた際、県に報告することが文書化されていること	
損害賠償保険の加入について規定されていること		
28	実地研修の実施について賠償すべき事態において対応するため、損害賠償保険に加入することが文書化されていること	
業務を通じて知り得た情報の秘密保持措置が規定されていること		
29	業務を通じて知り得た情報の秘密保持措置が文書化されていること	

注意事項

※事業所確認欄は、事業所で確認されたものに✓をつけてください。